

柏市創業者応援事業補助金交付要綱

制定 令和 8 年 7 月 1 6 日

施行 令和 8 年 7 月 2 3 日

（目的等）

第 1 条 この要綱は、市内で創業を行う者に対し、柏市創業者応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、魅力ある創業を促進し、もって市内産業の活性化及び市内経済の振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んだ経験を有しない個人が、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 2 9 条に規定する開業等の届出又は法人の設立登記を行い、新たに事業を開始することをいう。
- (2) 創業日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。
- (3) 補助事業終了日 補助対象期間において、補助事業に係る全ての物品の納品が完了した日又は全ての役務の提供を受けた日と、全ての支払が終了した日のうち、いずれか遅い日をいう。
- (4) 補助対象期間 交付決定日から令和 9 年 1 月 3 1 日までの期間をいう。
- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する会社及び個人のうち、別表第 1 に掲げる業種を営む者をいう。

(7) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内で創業を行う者

(2) 柏商工会議所が実施するかしわ創業塾、柏市沼南商工会が実施する柏市しょうなん創業塾その他の柏市創業支援等事業計画に定めるセミナー等を受講し、かつ、修了した者であって、創業日（創業を予定する日を含む。）が令和8年4月1日から補助事業終了日までのもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 中小企業者でない者

(2) 柏市税（市外在住者の場合は、申請時点における市区町村における税）を滞納している者

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) みなし大企業

(6) 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）

の実施にあたり，補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）において他の補助金を活用している者
(7) 次のいずれかに該当する事業を行っている者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

オ 公序良俗に反する事業その他市長が不適当と認める事業

3 対象事業及び対象経費は，別表第2のとおりとする。ただし，対象経費には広報費を含めるものとし，当該広報費は，補助対象経費総額の3分の1以上の額とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は，対象経費を合計した額の2分の1以内の額とする。この場合において，当該2分の1以内の額に1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において，補助金の額は，500,000円を限度とする。

（消費税仕入控除税額に係る交付申請）

第5条 規則第2条第1項の規定により申請するに当たっては，当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては，こ

の限りではない。

（消費税仕入控除税額に係る交付決定）

第6条 市長は、前条ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（消費税仕入控除税額に係る実績報告）

第7条 第5条ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第12条の規定による実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還金）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、柏市創業者応援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、当該本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告があった場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、補助事業者に対し、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（標準処理期間）

第9条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

（処分の制限）

第 10 条 補助金は、規則第 17 条に規定する市長の承認を受けな
いで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し
付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、対象事
業を完了した日から起算して 5 年を経過した場合は、この限りで
ない。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 23 日から施行する。

別表第 1（第 2 条）

日本標準産業分類上の分類 (第 14 回改訂 (令和 5 年 7 月告示))
大分類 C (鉱業, 採石業, 砂利採取業)
大分類 D (建設業)
大分類 E (製造業)
大分類 F (電気・ガス・熱供給・水道業)
大分類 G (情報通信業)
大分類 H (運輸業, 郵便業)
大分類 I (卸売業, 小売業)
大分類 J (金融業, 保険業)
大分類 K (不動産業, 物品賃貸業)
大分類 L (学術研究, 専門・技術サービス業)
大分類 M (宿泊業, 飲食サービス業)
大分類 N (生活関連サービス業, 娯楽業)
大分類 O (教育, 学習支援業)
大分類 P (医療, 福祉)
大分類 Q (複合サービス事業)
大分類 R (サービス業 (他に分類されないもの))

別表第 2（第 3 条第 3 項）

対 象 事 業	対 象 経 費
1 新たに開始した事業の販路拡大に資する事業	対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費
2 市内に新たに事業所等の新設する事業	1 広報費
ただし, 2 に掲げる事業は, 1 に掲げる事業と併せて実施するものとする。	2 店舗等借入費
	3 店舗等内装工事費
	4 法人登記等に係る経費
	5 その他市長が必要と認める経費
	ただし, 補助金の交付決定日 (店舗等借入費にあっては, 交

付決定日の属する月の翌月) から令和9年1月31日までに発生した経費に限る。
--